

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申請(申出)者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係(経営基礎要件) (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請(申出)者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ロ 申請(申出)前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若しくは移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑲
(3) 申請(申出)者は、経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			⑳
(4) 申請(申出)者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ			㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している者又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。	はい・いいえ			㉒
(6) 販売方法が特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠し、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実である。	はい・いいえ			㉓
(7) 酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる。	はい・いいえ			㉔
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係(需給調整要件) 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でない認められる場合に当たらない。				—
販売しようとする酒類の範囲が、(1)国内で製造された酒類で、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類、又は、(2)輸入酒類である。	はい・いいえ			㉕
【理由等】				